

人事担当課 服務・倫理ご担当者様 職員研修ご担当者様

# 倫理読本「信頼される公務員となるために」

を3月15日に発行します。(裏面に内容の一部を掲載)

・この冊子は、**服務規律**や**国家公務員倫理法**などについて、具体的な事例と丁寧な解説により、コンパクトで分かりやすく要点をまとめています。

・倫理観は、新採用者から各階層の職員が反復して自覚することが重要です。本冊子を手元に置き、折に触れてご覧いただき、**不祥事の防止**にお役立てください。

・**新採用職員研修**、**倫理研修**、**階層別研修**などの教材としても使用していただくと、**服務**や**倫理**に対する理解が進み、**公務員**として望ましい行動につながります。

(**主な内容**・・・目次より・・・) 公務員に対する国民の厳しい目／公務の性質と行動規範／**服務規律**／**再就職等規制**／**国家公務員倫理法令**／**汚職**／**公私混同**／**情報セキュリティ対策**／**信頼を回復するために**



(一財)公務人材開発協会発行

B5判／2色刷

定価 **500円**(税・送料別)

会員価格：475円(税・送料別)

(お申込み金額が5,000円を超える場合は送料無料)

お申込みはこちら ⇒ FAX:03-3263-3698 (一財)公務人材開発協会 行

機 関 名		
ご担当者名	部	課 係 様
ご住所	〒 -	
T E L	( ) -	
必要会計書類	●見積書 ( ) 枚 ●納品書 ( ) 枚 ●請求書 ( ) 枚	
タイトル	税込価格 (送料別)	お申込み部数
信頼される公務員となるために	540円 (会員価格：513円) (消費税率改定に伴う 価格変更があります。)	部
【通信欄】		

一般財団法人 公務人材開発協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地 全国農業共済会館4階

TEL:03-5215-6301

## 〔本冊子の記載内容の例〕

### 倫理規程に照らすと

#### 次のケースは倫理規程上、問題はないか？

- 1 親の葬儀の際、親が生前勤めていた会社の社長がかけつけてくれ、香典を渡されたが、その会社は自分が所管している業界の会社で、利害関係者に当たるとは。 
- 2 同じ機関に勤めていた同僚が退職して事業を起し、自分にとって利害関係者となった。年末にその者から歳暮が送られてきたので受け取ったが、同程度と思われる金額の物でお返しをした。
- 3 利害関係者と割り勘で飲食を行った際、利害関係者の方が年上だということで1万円を支払い、年下である自分は8千円を請求された。自己の飲食に係る費用として請求された額である8千円を利害関係者に支払えば、倫理規程上問題は無い。
- 4 利害関係者から接待を受けることは禁止されているが、仕事で出席した会議で昼食をとりながら意見交換をする必要がある場合において、弁当の提供を受けることは、利害関係者からであっても認められる。
- 5 利害関係者に当たるとは会社を立入調査した際、業務が延びて夜になったため、会社がわざわざ自社の車を手配してくれ、その車に乗って帰宅した。

## 解 説

- 1 利害関係者から金銭を受け取ることは禁止されているが、香典については、利害関係者からのものであっても、親との関係に基づいて持参されたことが明らかなる場合には、常識的な金額であれば受け取ることができると解されている。
- 2 利害関係者から中元や歳暮を受け取ることは禁止されている。同程度の金額の物でお返しをしたからといって、認められることにはならない。その利害関係者が、かつての同僚であっても認められない。
- 3 自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食することは自由にできるが、きちんと割り勘になっていない場合など、自己費用負担額が不十分だった場合には、実際の金額との差額分の供応接待を受けたことになり、倫理規程の禁止行為に該当する。
- 4 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることは、通常の接遇の範囲内の行為であって、それによって公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えられるため、禁止行為の例外として認められている。
- 5 利害関係者から無償でサービスの提供を受けることは禁止されている。用務が夜になっても、他に公共交通機関がないなど、やむを得ない事情がある場合を除き、利害関係者の負担でわざわざ手配する車を無償で利用することは、この禁止行為に該当する。